**2024年度**

**ウチナーンチュ子弟等留学生**

**（アジア諸国等海外留学生）**

**募集要項**

沖　縄　県

１ 目的

この事業は、沖縄県出身移住者子弟及びアジア諸国等から優秀な人物（以下「留学生」という。）を選抜し、県内の大学や県内企業、伝統芸能修得機関（以下「大学等」という。）で就学・研修させるとともに、沖縄の歴史・文化・習慣の理解促進、県内企業での実務経験、県民との交流促進等の機会を提供することで、次世代へのウチナーネットワーク継承に向けて将来的に本県と出身国との架け橋になる人材を育成し、本県との国際交流に寄与せしめることを目的とする。

２　定義

　留学生は、沖縄県出身移住者の子弟を対象とする海外移住者子弟留学生、アジア諸国等の海外出身者を対象とするアジア諸国等海外留学生とする。なお、「アジア諸国等」とは、沖縄県と相互交換留学をしている国及び地域（中国福建省、台湾）とする。

３　留学先及び受入人数

　県内の受入大学等にて科目等履修生、伝統芸能研修性、企業等研修生として修学する。

⑴受入大学：　琉球大学、名桜大学、沖縄県立芸術大学、沖縄国際大学

　　　　　　　※沖縄国際大学での受け入れについて確定していませんが、希望は募ります。

⑵受入施設：　日本語学校、各研修施設

⑶コース　：　①科目等履修生コースＡ ６か月

　　　　　　　　内容：県内の大学で科目等履修生として修学します。

②科目等履修生コースＢ ６か月(日本語学校約３ヵ月・企業等研修約３ヵ月)

内容：基本的に、県内の日本語学校で数ケ月学んだ後、企業等研修を行います。

③伝統芸能修得コース　 ６か月

　内　容：日本語学校　＋　伝統芸能・工芸研修

基本的に、県内の日本語学校で数ケ月学んだ後、伝統芸能等を教えている各学校・教室・施設で技術研修を実施します。

　⑷受入人数：　受入人数は概ね次のとおり。（2024年度の予算により多少増減する。）

　　　　　　 　ア　海外移住者子弟留学生　７名以内

　　　　　　　　イ　福建省留学生　　　　　１名以内

　　　　　　　　ウ　台湾留学生　　　　　　２名以内

４　留学期間

　留学期間は2024年９月1日から2025年３月31日まで半年以内の期間とする。なお、2025年度予算の状況によっては、2025年８月31日まで延長することができる。ただし、諸般の事情により、「中止」又は「受入期間及び実施方法等の変更」を行うことがある。

５　奨学金の内容

５-１　奨学金の支給

　留学生に対し留学に必要な経費を下記に定めるところにより支給する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 支給額 | 内容 |
| 旅費 | 実費 | 留学生の居住国の国際空港と那覇空港間の往復航空運賃（エコノミークラス）と日本国内において乗継に要する交通費等 |
| 学費 | 実費 | 検定料、入学金、授業料に要する経費等 |
| 生活費 | 70,000円 | 月額（寮費等の実費は別途支給）  ※寮設備のある大学の場合、大学寮に住むこととする |
| 厚生費 | 実 費 | 国民健康保険、普通傷害保険、住宅総合保険等に係る保険料 |
| その他 | 実 費 | 知事が必要と認める経費 |

※パスポートおよびビザの取得に係る費用は自己負担とする。

※留学最初の月の生活費は、本県到着日から月末までの日額支給（2,300円×日数）とする。

※留学最後の月の生活費は、帰国日までの日額支給（2,300円×日数）とする。

５-２　奨学金の決定の取り消し

　留学期間中以下の場合は奨学金の支給決定の全部または一部を取り消すことができる。

（1）奨学金の辞退の申し出があったとき

（2）休学又は停学若しくは退学したとき

（3）誓約書の誓約事項に違反したとき

（4）前各号のほか、留学生として相応しくないと認められたとき

６　応募資格の条件

以下の各号の資格条件をすべて備えている者のみ、応募することができる。

⑴　沖縄県出身の移住者子弟であること。または、アジア諸国等の海外出身者を対象とするアジア諸国等海外留学生であること。なお、「アジア諸国等」とは、沖縄県と相互交換留学をしている国及び地域（中国福建省、台湾）とする。

⑵　各国推薦機関の長（下記）の推薦する心身ともに健全な者

①海外移住者子弟留学生

　出身国・地域の沖縄県人会長

②アジア諸国等海外留学生

政府機関、並びに現在又は直前まで在籍していた教育機関及び勤務先における留学希望者を管轄する立場にある者

⑶　出身国の学校教育12年の課程を修了した者又はそれと同等以上の学力を有する者であって、受入大学で修学を許可される条件を有する者

⑷　2024年４月１日時点で35歳未満である者（生年月日が1989年４月１日以降の者。）

⑸　修学に必要な日本語を理解できる能力のある者（海外移住者子弟は、日本語能力試験N４相当の能力を有する者。アジア諸国等海外留学生は日本語能力試験N２相当の能力を有する者。又は、受入機関が認める基準を満たす者）

　　※琉球大学については、日本語能力試験（JLPT）N2以上の日本語能力が求められます。

⑹　留学中に県が支給する奨学金を越える必要経費について自己負担する能力のある者

⑺　留学中の身元保証人として、留学に理解と協力の得られる親族等が県内に居住している者。（身元保証人が県内に居住していない場合は、事前に相談して下さい）但し、アジア諸国等海外留学生の身元保証人については、県内居住者に限らないものとする。

⑻　留学終了後は、その成果を積極的に生かし、次世代へのウチナーネットワークの継承のため将来指導的役割を果たし得ると認められ、出身国の発展及び、海外沖縄県人会の活動に積極的に参加し、本県と出身国との友好親善に貢献しようとする者。

７　応募書類

７-１　応募書類

⑴　推薦機関は、次の各号に揚げる書類を添えて候補者を推薦するものとする。

① 推薦書(第1号様式)及び推薦理由書(第2号様式）

② 留学願書(第3号様式)

③ 履歴書(第4号様式) ※「入学」及び「卒業」年月日がわかるように明記して下さい。

④ 誓約書(第5号様式)

⑤ 身元保証書(第6号様式)

⑥ 留学後の進路調査(第7号様式)

⑦ 日本語理解力調査書（第8号様式）※日本語能力検定資格認定証の写しを添付して下さい。

⑧ 留学推薦書（任意）（第9号様式）※提出は任意です。

⑨ 健康診断証明書（第10号様式）

⑩ コース選択表（第11号様式）

⑪ 専攻希望書(第11号様式)

⑫ 委任状（第12号様式）※二重国籍者は日本と居住国の旅券の写しを２つとも提出して下さい。

⑬ 旅券(パスポート)の写し

⑭ 留学志望動機等に対する作文（第22号様式４枚以内を本人自筆による日本語で書くこと）

⑮ その他選考及び留学に必要な書類

※必ず規定の様式を使用すること。

※日本語で記入すること。

８．　提出期限

推薦機関の長は、前記出願書類及び推薦書類を日本時間の**2024年3月27日(水)**までに、下記提出先あてに**メールにて必着**させること。（書類の原本は保管していてください。）

※１　台湾からの留学希望者は、直接ご本人がご提出ください。

※２　書類不備をなくす。

例年、書類不備による出願の遅れがあります。書類を県へ提出する前に、応募書類確認表を活用し、内容のチェックを入念に行うようにしてください。

※３　推薦＝受入ではない。

推薦された時点で留学できると思い込み、大学を休学したり、仕事を休職または辞職したりするケースがあるようですが、沖縄への留学は、①県での書類審査、②希望大学又は研修機関からの入学許可、この２つをクリアしなければ最終決定とはなりませんのでお気をつけ下さい。

※４　応募条件について

応募後、応募資格条件を欠いた場合（健康面や大学の卒業見込みなど）は、すぐに県へ連絡してください。

【提出先・問合せ先】

〒900-8570　沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県文化観光スポーツ部交流推進課　内山

TEL：+81(98)866-2479　　Mail：[uchiyamt@pref.okinawa.lg.jp](mailto:uchiyamt@pref.okinawa.lg.jp)

９．受入決定について

推薦機関の長は、留学合否の結果を本人に通知するものとする。

特記事項

１　留学生の指導

⑴留学生の滞在中の行動・生活態度等について適当な助言と勧告を与えることがある。

⑵留学生は、県外に旅行するときは、県外旅行願(第13号様式)を県に提出し、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

⑶留学生の車・オートバイ等の使用を原則認めない。

⑷留学生は、金銭を目的としたアルバイトは原則禁止とする。やむを得ない理由でアルバイトをする必要があるときは、資格外活動許可願(第21号様式）を県に提出し、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

⑸留学生は留学期間中、原則として一時帰国・海外渡航してはならないが、やむを得ない理由により、国外へ渡航する場合は、一時帰国願(第14号様式)を県に提出し、あらかじめ知事の承認を得なければならない。一時帰国の場合、出身国での滞在中、留学生に対して生活費を支給しないものとし、既に生活費を支給している場合は、当該日数分を払い戻しさせることができる。

⑹留学生は、留学期間中は積極的にSNS等を活用して沖縄での生活等について情報発信を行い、自国の関係者に対し現在の沖縄の状況を伝えるよう努めること。

２　留学生の帰国義務

⑴留学生は留学の期間が終了したとき又は留学生の身分を喪失したときは、速やかに帰国しなければならない。但し、知事が特に認める場合はこの限りではない。

⑵帰国延長を希望する者は、次の各号に掲げる書類を県に提出しなければならない。

①帰国延長願（第15号様式）

②帰国延長要請（第16号様式）

③誓約書（第17号様式）

④身元保証人確認書（第18号様式）

⑶前項の規定にかかわらず、災害等のやむを得ない事情により帰国が困難な留学生については、その事情が解消されたと認められるまでの期間、帰国を延長することが出来るものとし、元留学生として帰国に係る旅費及び帰国までの期間における生活費（居住に必要な実費のみ）、厚生費、その他知事が必要と認める経費を支給することが出来る。

３　留学報告書及び修了報告書の提出

⑴留学生は、就学後四半期毎にウチナーンチュ子弟等留学生留学報告書（第19号様式）を県に提出しなければならない。

⑵留学生は前項の留学報告書のほか、就学及び研修終了後10 日以内にウチナーンチュ子弟等留学生修了報告書(第20号様式)を県に提出しなければならない。

４　その他

⑴新型コロナウイルス感染症状況や物価高騰、事業予算など諸般の理由により留学生受入「中止」又は「受入期間及び実施方法等の変更」を行うことがある。